

広島市豪雨災害伝承館指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市豪雨災害伝承館 広島市安佐南区八木三丁目24番23号
- (2) 設置目的
平成26年8月豪雨による災害を始めとする自然災害から得られた教訓及び知識を伝承し、防災又は減災に関する学習の機会を提供することにより、市民の防災意識の高揚、地域における防災活動の促進等防災まちづくりの推進を図ることを目的とする。
- (3) 事業内容
ア 豪雨による災害を始めとする自然災害から得られた教訓及び知識の伝承に関する資料の収集、保管、展示及び供用
イ 防災又は減災に関する学習の機会の提供
ウ その他市長が必要と認める事業

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
一般社団法人梅林学区復興まちづくり協議会
- (2) 非公募とする理由
広島市豪雨災害伝承館では、市民一人一人の防災・減災に対する意識や知識を高めるために、平成26年8月豪雨による災害を始めとする自然災害から得られた教訓や知識を伝承し、防災や減災に関する学習の機会を提供するなど防災関連のソフト事業を一体となって継続して実施していかなければならない。
一般社団法人梅林学区復興まちづくり協議会は、梅林学区社会福祉協議会を中心に、町内会や自主防災組織などの被災地域の様々な組織を結集して設立されたもので、長期的な視点で将来に向かって、被災地域が一体となって災害に強いまちづくりに取り組んでいる。
この一般社団法人梅林学区復興まちづくり協議会は、防災士や地域防災リーダーとしての専門知識を有する人材や、自らが語り部となって災害の教訓や知識を伝えることのできる人材、さらに全国からの視察受入れの実務経験が豊かな人材を有している。
このように、将来に向かって防災まちづくり活動に取り組んでいる地域の住民により設立され、施設の設置目的に掲げる防災まちづくりの推進を図ることのできる人材を有する一般社団法人梅林学区復興まちづくり協議会を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和5年9月1日～令和10年3月31日
- (4) 管理の基準
ア 休館日
(イ) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日
(イ) 休日の翌日。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その直後の日曜日、土曜日又は休日でない日
(ウ) 8月6日及び12月29日から翌年1月3日まで
イ 開館時間
午前10時から午後5時まで
ウ 特記事項
申請者から休館日や開館時間の変更について提案を受ける。
- (5) 業務の内容等
ア 伝承館の事業の実施に関すること。
イ 伝承館の使用の許可に関すること（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）。
ウ 伝承館への入館の制限に関すること。
エ 伝承館の特別設備の設置の許可に関すること。
オ 伝承館の施設及び設備の維持管理に関すること。
カ その他市長が定める業務

キ 特記事項

- (ア) 申請者から市が示す基準値を達成するための利用促進策の提案を求める。
- (イ) 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応すること。

(6) 配置人員

ア 3人を標準とする。

イ 専門職員の配置

配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。

また、配置人員のうち、1人以上は防災士（日本防災士機構が認証したもの）の資格を有すること。

(7) 指定管理料の上限額（4年7か月間分）

1億9,240万円

なお、指定管理期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

(8) 指定管理料の支払方法

ア 指定管理料は、原則、前金払とする。

なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。

イ 支払は、毎月払とする。

(9) 評価基準等

ア 欠格事項

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

- (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評 価 項 目	適・否
【市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 防災学習に関する講座等の事業内容は伝承館の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 管理施設の利用促進等が具体的なものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。	
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確 認 項 目	取組状況
【障害者雇用率の達成】	
① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	該当・非該当
【環境問題への配慮】	
ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得	有・無
【男女共同参画・子育て支援の推進】	
① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【地域貢献度】	
① 広島市に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当